

**外国への特許出願等に要する経費の一部を補助します!**

# 令和2年度 中小企業等外国出願支援事業 2次募集開始

**募集期間：令和2年8月3日(月)～8月28日(金)17時必着**

公益財団法人かごしま産業支援センター（以下「センター」という。）では、県内中小企業者等の戦略的な外国への特許出願等を促進するため、特許庁の事業を活用して、外国出願に要する費用の一部を補助します。

応募される企業等の皆様は、以下に留意して応募してください。

## 申請資格

申請時に、(1)～(4)のすべての条件を満たしていることが必要です。

(1) 鹿児島県内に主たる事業所を有する中小企業者（「中小企業者」とは、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定された要件に該当する企業をいいます。）、又はそれらの中小企業者で構成されるグループ（グループ構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者をいいます。）であること。

(\*) 中小企業者には法人格を有しない個人事業者を含む。また、地域団体商標に係る外国特許庁への商標出願については、事業共同組合等、商工会、商工会議所、NPO法人を含む。

(2) 外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（選任弁理士）の協力が得られる中小企業者又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合には、同等の書類を提出できる中小企業者

(3) 本事業実施後のフォローアップ調査に対し、積極的に協力する中小企業者

(4) 暴力団関係企業、違法な行為又は不正な行為を行った中小企業者、その他ジェトロが不適当と判断する中小企業者でないこと

## 助成対象となる外国出願

(1) 既に日本国特許庁に行っている出願（PCT国際出願を含む。）と同一内容で行なわれる予定の出願

(2) 下記のいずれかに該当する方法により行われる出願

■ パリ条約等に基づき、優先権を主張して外国特許庁等への出願を行う方法

■ 特許協力条約(1970年ワシントンで作成)に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法（国内出願を基礎として行ったPCT国際出願を同国の国内段階へ移行する方法）

■ 特許協力条約に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法がダイレクトPCT国際出願であって、日本国を指定国に含んで各国に移行する方法

■ ハーグ協定に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法（この場合、「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む。）

■ マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法

## ●事業内容

### (1) 交付要件

採択決定後に発生した費用が対象、R3.2.10までに出願完了し、実績報告書を提出すること。

### (2) 補助率・補助上限額

補助率：助成対象経費の2分の1以内(千円未満の端数は切り捨て)

補助上限額：1中小企業者あたり300万円以内

1 出願に対する補助金の上限額：

■特許出願 150万円

■実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願 60万円

■冒認対策商標登録出願（※） 30万円

（※）冒認対策商標登録出願とは、第三者による抜け駆け（先取り）出願（冒認出願）の対策を目的とした商標登録出願をいいます。

## ◆審査方法

センターが設置する審査委員会において採否を決定します。

※ 申請者によるプレゼンテーションや必要に応じ追加資料の提出を求める場合ある。

## ◆審査基準

- 1 外国出願を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向を目指す意欲がある中小企業者等であること。
- 2 先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が否定されないと判断される出願であること。
- 3 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等
- 4 外国出願を行うに必要な資金能力及び資金計画を有していること。

採否の結果は、別途補助金交付決定通知書を郵送します。

なお、審査の経過、内容、不採択の理由等は一切お知らせしておりません。ご了承願います。

## ◆その他

### ○査定状況報告提出の義務

外国出願完了後、外国特許庁による査定状況について、採択後にお知らせする所定の書類にて毎年センターに報告してください。本報告は採択後、翌年から結果が出るまでご報告いただきます。

なお、査定状況とは、特許査定・拒絶査定・審査中・審判中・審査未請求等を意味します。

### ○フォローアップ調査回答の義務

本事業完了後、5年間、特許等の取得・活用状況等について特許庁が行うフォローアップ調査にご回答をお願いします。なお、フォローアップ調査は、特許庁の入札により決定する受託事業者によって行われます。

### ○暴力団排除に関する誓約

暴力団排除に関する誓約事項について、必ず当該補助金の交付申請前に確認してください。申請書の提出をもってこれに同意したものとみなします。

## ◆応募方法

当センターホームページから募集要領をご確認いただき、ダウンロードの上、申請書類一式をセンターに持参又は郵送してください。なお、申請書類は返却しません。

### 【お問い合わせ先】

公益財団法人かごしま産業支援センター

〒892-0821 鹿児島市名山町9-1（県産業会館2階） URL: <https://www.kisc.or.jp>

産業振興課 TEL:099-219-1272 E-mail:ikusei@kisc.or.jp